

議 事 録

会議名	平成27年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成27年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成27年10月29日（木）9:00～11:30		
開催場所	寒川町役場3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>委 員：中島、飯野、入澤、川島、坂元（欠席：齋藤） 事務局：小島（総務部長）・新藤（総務課長）・福田（総務課行政総務担当副主幹）・鳥海（総務課行政総務担当主査）・高橋（総務課行政総務担当主任主事）・渡邊（財政課情報システム担当主任主事）</p> <p>諮問に係る担当課 藤 澤（福祉課長）・吉 田（福祉課障がい福祉担当主査） 鈴 木（高齢介護課長）・仲手川（介護保険担当副主幹） 飯 塚（消防本部予防課長）・秋 庭（消防本部予防課警防担当主幹） 小 林（消防署長）</p> <p>傍聴者数：なし</p>		
議 題	<p>第1号 会長及び副会長の選出 第2号 議事録承認委員の指名 第3号 寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について（目的外の利用、提供及び本人通知省略） 第4号 寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告 第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第6号 平成26年度個人情報取扱事務の登録状況 第7号 平成26年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第8号 その他</p>		
決定事項	<p>第1号 会長を中島委員・副会長を川島委員に決定。 第2号 中島会長・川島副会長に決定。 第3号 諮問のとおり承認する。ただし、付帯意見あり。 第4号から第7号までは、報告案件のため決定事項はなし。</p>		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	<p>資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号4：平成26年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号5：平成26年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況</p>		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p>中 島 幸 雄 川 島 明 子（平成27年11月25日確定）</p>		

議 事 の 経 過

1. 開会 新藤総務課長
2. 委嘱状の交付 小島総務部長より交付（町長及び副町長所用のため）
3. あいさつ 小島総務部長

※ 委員及び事務局が自己紹介

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者がいないことを報告。

4. 議題

第1号 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に中島委員を、副会長に川島委員を選出した。
中島会長より会長就任のあいさつ有り。

第2号 議事録承認委員の指名

事務局より当審議会の先例を説明。会長が諮ったところ、今回の担当委員として中島会長及び川島副会長を決定した。

第3号 寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について(目的外の利用、提供及び本人通知省略)

【説明】 消防本部予防課長より、資料(資料番号1：諮問案件及び資料)に基づき説明。

【質疑】 (凡例) ※：委員、→：事務局又は担当課

※ 本案件について、条例第10条第2項（オンライン結合による提供）に基づく諮問を行わない理由は何か。

→ 条例第10条に定めるオンライン結合とは、常時接続していて必要に応じていつでも情報を入手できる状態を意味するものである。本案件の場合、情報システム担当と町消防署情報統制室とは常時接続しておらず、情報を伝達するときのみ接続することから、条例第10条に定めるオンライン結合には該当しないと判断した。

※ 諮問案件には、利用・提供先として寒川町消防署とだけ記載されているが、茅ヶ崎市消防署も含まれると解釈するのか。

→ 情報伝達の流れは、まず町消防署情報統制室が情報システム担当の端末から一

括してデータを受け取り、その後は事務の委託に関する規約に基づき、茅ヶ崎市・寒川町消防指令センターへデータを渡すことになっている。そのため、一義的に利用、提供先を寒川町消防署としている。

- ※ 通知を要する対象者が大量であるとしているが、具体的な人数を知りたい。また、通知を受けても本人に選択する余地が無いとあるが、町民に向けてということをもっと丁寧な説明が必要ではないか。
- 本案件の対象者数は約 3,000 人で、消防の方で事前に通知を出すことも検討したが、本来の業務に影響するおそれが大きいことを考慮した。本人の選択する余地については、災害対策基本法も人命救助のためこうした情報を積極的に活用するよう改正されたこともあり、生命・身体という関連する目的のため、本人の選択に任せるのではなく、万が一の時のために一括して利用させていただきたい。文章が説明不足という点については、お詫びする。

【本質疑に関連して、今後の同様の諮問が行われた際には、諮問案件書の本人通知を省略する理由欄を説得力があるように記載させるよう会長から事務局に指導があった。】

- ※ 寒川町の規模からして、3,000 人という人数は大量といえない。大量という理由が通ってしまうこと及び本人への通知を省略するという発想自体をここで認めてしまって良いのか非常に気になる。法律の話が出たが、災害対策においてこうした情報を活用することは強制力を伴うものとして明記されているのか。救命は消防の使命であるが、だからといって本当に本人に選択の余地がないということが良いのか。
- どの程度の人数なら通知するかということは一概にはお答えできない。住民基本台帳のデータも活用することを考えると全住民が対象といえるので、より効率的に町民の方にお知らせすることを考えると、自治会を通しての説明や全戸配布の広報紙にこの事業の説明を掲載する方が周知できると考えている。
実際の情報の使い方としては、火災が起きたときに、消防の指令台の地図検索装置に現場周辺に何らかの災害弱者の情報が登録されていると表示されて、クリックするとその内容を見ることができるというもので、消防の全ての事案にこの情報を使うわけではない。ただ、一刻を争う状況を考えると、現場作業の中で被害軽減のために活用させていただきたいので、このような形で諮問させていただいた。また、他市町の消防においてこのような形でデータ活用を行っている背景があることも参考までに申し上げる。

- ※ 寒川町消防署が実施機関として茅ヶ崎市消防署へデータを提供することについても、諮問に該当するのではないか。
- 寒川町消防署から茅ヶ崎市消防署へのデータ提供は、事務の委託に関する規約に基づくものであり、諮問に該当しない。データ提供について規約では明記されていないが、今後作る仕様書の中に盛り込まれることになる。

- ※ やはり広報ということではなく、本人への直接の通知が必要だと思う。また、可能であれば、本人が拒否の意思表示をできるシステムもあると良い。
- ※ ホームページなどで広報するのが良い。要介護の人など本人で了解できない場合もあるだろうから、本人の了解までは必要ない。
- ※ 本人へ通知をし、本人の選択の余地を残すというのが条例の本来の原則なので、その原則に沿うように努めて欲しい。その上で、事情によってより簡単な通知方法を取ることは仕方ないと思うが、本来の原則を踏まえた上で行っていると分かるようにしてもらいたい。
- ※ 非常に有用な諮問案件であり、一町民としての立場で考えれば、やはり人命第一で考えてもらいたい。本人への通知については、条例の本来の原則を踏まえた上で、広報やインターネットによる通知でも良いと思う。
- ※ 寒川町消防署と茅ヶ崎市消防署との間の情報のやりとりについて、規約には情報伝達としか書かれていないので、今後作るという仕様書にきちんとした情報の取り扱いについての約束を盛り込んでもらいたい。また、その内容を審議会へも知らせてもらいたい。
 - 仕様書の中に個人情報に関する取り扱いについて盛り込んで、後日、事務局に渡すこととする。
- ※ 寒川町の外に個人情報を出すことについて、技術的なことは専門外なのでよく分からないが、その辺りは大丈夫なのか。
 - システムのメーカーと、茅ヶ崎市、寒川町両方の情報システム担当とセキュリティーポリシーに基づいて調整しているので、その点は問題ない。

答申案についての意見・採決

中島会長が各委員に本案の賛否を諮ったところ、各委員とも付帯意見を付して本諮問案を承認する考えを示したので、議第第3号は、次の趣旨の付帯意見を付することを条件に諮問のとおり承認することに決した。

答申案への付帯意見について

- ・ 広報紙等に本諮問案件の周知記事を掲載する際には、個人情報保護条例本来の原則を理解した上で掲載していると分かるような形で掲載してもらいたい。
- ・ 規約に基づく茅ヶ崎市との情報伝達について、審議会へ知らせてもらいたい。

答申書の取扱いについて

本日の審議結果を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に

一任させてほしい旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第4号 個人情報保護条例一部改正等の報告

【説明】事務局より資料に基づき説明(資料番号2：寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告)

【なお、事前に改正内容について当審議会及びパブリックコメントに付されない理由も説明がなされた。】

【質疑】 (凡例) ※：委員、→：事務局又は担当課

※ 条例改正にあたり、神奈川県等とすり合わせを行ったのか。

→ 条例の種類にもよるが、個人情報保護条例については町の責任なので、神奈川県等とのすり合わせは行わない。

【改正により、個人情報の定義がどのように変わったのかよく分からないとの指摘があったため、事務局より資料に基づき再度説明した。】

※ 改正した条文を一読したが、番号法を熟知していないと内容が理解できない。独立した特定個人情報条例として制定しなかったのはなぜか。独立した条例を作って、それ以外は従来の条例でとの方が分かりやすく、集中して読むことができる。国が番号法を国の個人情報保護法の特別法と位置づけているように、別にしなかった理由は何か。

→ 番号法でも、第29条と第30条は国の行政機関個人情報保護法の読み替え規定となっていて、番号法だけを読んで意味が通じるものではない。別立てにすることも検討したが、従来の条例と重複する部分がたくさん出てきて、条文数も増えてしまい、改正よりも難しい作業になると思われた。全国的にも約8割の自治体が個人情報保護条例の改正で対応するということもあり、当町でも改正で対応することとした

※ 神奈川県とのすり合わせは行っていないとのことだが、他の市町村についての情報は得ていたのか。

→ インターネットで収集し、参考とした。

※ 町民の中には番号法に対して不安を抱いている人も多い。今回の条例改正についてダイジェスト版を作って配布するような予定はあるか。

→ 条例の条文についての周知は行ってない。マイナンバー制度については、町民全体に影響するので、町の広報紙とともに全戸にチラシを配布した。

※ 条例の話と離れるが、マイナンバーについての行政の窓口を周知して、町民からのいろいろな質問や要望に対応できるように一定期間設置する必要があると思う。できれば目で見えてすぐわかるような形で周知してもらえると良い。

→ 寒川町でのマイナンバーについての一般的な問い合わせ窓口は町民窓口課にな

る。チラシにもその旨を掲載している。町の周知方法としては広報紙とホームページが代表的だが、周知の方法は今後も検討していきたい。

※ 操作ミスで個人情報が漏えいした事件が報道されることがあるが、その辺りの指導はどうなっているのか。

→ マイナンバー制度が始まるため、9月に全職員を対象にマイナンバー研修を開催し、守秘義務や情報漏えい、セキュリティーについてきちんと理解して取り扱うよう周知を行った。また今は、住民票には個人番号が表示されたものと表示されないものがあるが、個人番号が表示されない住民票で済むところを、個人番号入りの住民票を発行した自治体があったと報道されたので、そういうことがないよう町民窓口課でチェック体制等に気をつけて進めている。

※ 住民票の誤発行を防ぐために、担当者の後ろにバックアップして検証する体制は設けているのか。

→ 証明を発行する際に、機械から出力したものをそのまま渡すのではなく、必ず別の職員と読み合わせをして住所や氏名を確認してから本人に渡している。また、本人に渡す際にも、間違いがないか確認してもらい、二重のチェックをして発行している。

※ 特に心配なのがDVのケースで、DVの人の個人情報が漏えいすることがあれば町を挙げて大変なことになるので、十分注意してもらいたい。

→ 特にDV被害者の個人情報については、厳重なセキュリティーをかけている。

※ マイナンバーは特定の場合を除いて使ってはならないということが、あまり周知されていない。よく言われるのが、会員登録などで身分証明書のコピーをとる時で、マイナンバーカードのマイナンバーが記載された面をコピーすることは違法になる。このことは、事故防止のためにも町が広報媒体を通じて町民に周知した方が良い。

→ マイナンバーカードの個人情報の保護は個々人で行ってもらうことだが、国や県の会議で、カード裏面のマイナンバーに目隠しシールを貼って情報を守ることが可能という話を聞いたことはある。運転免許証を持たない人にとっては身分証明書になるので、扱い方をよく考えなければならない。個々人が管理を行わなければ個人情報は守れないので、町民の方にはどうすれば自分の個人情報を守れるかについて、様々な方法を含めて町としても考えながら周知していきたい。

第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

第6号 平成26年度個人情報取扱事務の登録状況

第7号 平成26年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】一括上程され、事務局より資料に基づき説明(資料番号3、4、5)

【質疑】（凡例） ※：委員、 →：事務局又は担当課

- ※ 個人情報取扱事務登録簿の新規登録分について、古い事務が混じっているが、今まで登録していなかったと分かった理由やチェック体制などがあれば教えてもらいたい。
- 個人情報を取り扱う事務を行う際には、個人情報取扱事務登録簿を作成して登録するという決まりがあるが、各課に周知徹底されていなかったのもので、このように事務を行っているけれど登録しなかったというケースが出てきている。今後は、総務課は文書法制の担当でもあり、個人情報を取り扱う事務は、大抵の場合条例や規則、要綱等に基づいて行うので、総務課で条例改正等を行う前のチェックをする際に、登録簿についてもきちんと整備するよう指導することで再発防止に努めていきたい。

- ※ この件については、事務の怠慢でしかない。職員に対して十分周知してもらいたい。

- ※ 特に年度をまたいで登録が遅れることは問題なので、今後そうしたことが無いよう十分注意してもらいたい。

- ※ 情報公開制度の運用状況の中の26番の事案について、他の事案と性質が異なるようなので、説明できる範囲で構わないので説明してもらいたい。
- 高齢介護課職員による個人情報漏えいがあった事件に関するもので、記者発表も行い、職員2名を戒告処分とした。
- ※ そのことについては、記者発表前に各委員には電話で報告がなされているが、職員による個人情報の漏えいがあると、役所の信用が無くなる。再発防止に向け職員に指導しているのか。
- 記者発表前の部長会議の場で、副町長から各部長へ、そして各部長から各課長へ守秘義務について徹底するよう指導を行った。また、今年9月に開催したマイナンバー研修の場でも、守秘義務についてより一層の周知を行った。

- ※ 今後も職員への個人情報保護に関する指導を徹底してもらいたい。

第8号 その他

- ① 次回の会議の開催について
- ② 特になし

5. 閉会

以 上